

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年6月12日

**【会社名】** 北越紀州製紙株式会社

**【英訳名】** HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 C E O 岸 本 哲 夫

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 新潟県長岡市西藏王三丁目5番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月29日に提出いたしました第174期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項の規定に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重大な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

平成27年5月、当社の僅少な連結子会社である北越トレーディング株式会社(以下「HTC」といいます。)の社内調査において、HTCの元従業員による不正行為(以下「本件不正行為」といいます。)が発覚いたしました。

当社は、直ちに事実関係の解明及び被害金額の確定のため、社外監査役を委員長とする調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。

当該調査により、HTCの総務部長であった元従業員1名(以下「本件元従業員」といいます。)が、HTC名義で締結されていた銀行との当座貸越契約を利用して、不正に小切手を振り出し、現金に換金することなどにより着服していたことが確認されました。また、本件元従業員は、架空の商品在庫を計上していたほか、借入をオフバランスにするなどして着服金の隠蔽を図り、発覚を免れていました。

これに伴い当社は、本件不正行為による過年度決算への影響額を調査した上、過年度の決算を訂正するとともに、平成22年3月期第1四半期から平成27年3月期第3四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、本件不正行為の発生したHTCの経理・財務部門において、本件元従業員の在職の長期化に加え、職務分掌が適切に機能しておらず、相互牽制も利かなかったことなどによるものであります。また、HTCの従業員に対してコンプライアンスの周知を図るとともに、内部通報制度を設けておりましたが、HTCにおいて他者の業務遂行・推進に関心を持つ職場風土が十分に醸成されておらず、有効に機能しませんでした。

以上のHTCにおける不備に関し、長期に亘り当該状態を識別・改善できなかったという点において、結果としてHTCに対する当社のグループ統制が十分に機能していなかったと判断し、当社の全社的な内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を検討・実施してまいります。

1. 関係子会社に対してコンプライアンスを含むガバナンスをさらに有効に運用するための新組織(「グループ統制管理室」)を当社内に設置します。

2. 「グループ統制管理室」の指導・支援の下に、以下を行います。

(1) 各社における牽制機能構築とグループ全体を見据えた人材ローテーションの活性化を図ります。

業務分掌を見直し、牽制効果を生じさせます。

業務の文書化・マニュアル化を推し進め、担当が変わっても業務執行できるように整備します。

(2) 経営力を向上させるシステムを構築します。

グループ会社のマネジメント層への教育・研修を充実させ経営スキルの向上に努めます。

(3) 企業風土の点検および改善の取り組みを支援します。

管理職または担当取締役が担当職場全体をチームとしてコントロールし、他者の業務遂行・推進に関心を持つ職場風土を醸成します。

(4) モニタリングの強化を図ります。

内部監査機能を強化します。

「グループ統制管理室」のモニタリングにより、さらなる支援が必要と思われる業務に関しては、

「グループ統制管理室」が専門組織と連携を図り、早期の問題解決に繋がります。